

医療労務管理支援事業

医療勤務環境改善研修会 「医師、看護師等の宿日直許可基準について」

令和3年10月25日（月）医療勤務環境改善研修会として、京都労働局労働基準部監督課統括特別司法監督官の小見伸雄氏を講師にお招きし、「医師、看護師等の宿日直許可基準について」をテーマに、会場参加11名、オンライン参加106名で開催された。

講師よりまずもって伝えたいこと、として以下の2点が強調された。

①申請を予定している病院は、許可基準に該当するか否かを精査し、提出に際しては、事前に監督署と相談をお願いします。

②既に許可を受けている病院は、再提出の必要はありません。ただし、許可書に記載された内容の通りとなっているかを確認する必要があります。

この背景には、一般的の宿日直許可基準は昭和22年、医師、看護師等の宿日直許可基準が昭和24年のものであり、「夜間に従事する業務は、一般的の宿直業務以外には、病室の定期巡回、異常患者の医師への報告あるいは少数の要注意患者の定期検脈、検温等特殊の措置を必要としない軽度の、又は短時間の業務に限ること」というものであったが、令和元年7月の医師の働き方改革に関する検討会において「労働基準監督署長の許可基準については、現状を踏まえて実効あるものとする必要がある」との意見が出されたことにより、同月に「医師、看護師等の宿日直基準について」の通達が発出された。この通達の位置づけは、従前の許可基準を変更するものではなく、考え方を明確化したものであり、改正前よりもかなり詳細かつ具体的に明示されている。

人原則として、宿日直に従事させる場合は、必ず労働基準監督署の許可を得なければならない。許可を受ける場合は、以下の許可基準要件を全て満たさなければならない（更に、医師、看護師についてはより詳細かつ具体的な内容が別に定められているた

め、確認が必要である）。

- 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること
- ほとんど労働する必要がない勤務であること
- 1人1日平均額の3分の1を下回らない宿日直手当を支給すること
- 宿直については週1回、日直については月1回以内であること
- 宿直については相当の睡眠設備を設置していること

これらの基準に該当しない場合には、通常勤務時間として給与を支払わなければならないため、使用者は注意しなければならない。過去の判例においても、病院における宿日直が通常業務と判断されたケースがある（奈良県立病院産科医師事件等）。

そのようなことを避けるためにも、許可基準を受けていない病院は許可申請を出して欲しい。申請～許可の流れは以下の通りである。

- 「許可申請書」の作成、提出（勤務態様、賃金台帳、宿日直日誌、予定表、就業規則等）
- 労働基準監督署による書類審査
- 実地調査（院内設備、宿日直日誌等、従事者への聞き取り）
- 許可書の交付

なお、申請に際しては書類を持参のうえ、所轄監督署に必ず事前相談をして欲しい。許可事例、不許可事例等を参照していただき、病院内での検討材料として欲しい。

また、既に許可を受けている宿日直許可書はそのまま引き続き有効だが、実態が許可内容通りになっているか確認が必要である。これを機会に宿日直業務の正確な理解と確認をお願いしたい、という事であつた。

本年9月に日本医師会が公表した「医師における宿直許可の取組に関する調査結果について」では、労働基準局に申請・相談をした医療機関のうち、「許可を得られた」「得られる見込み」は68%で、2割の医療機関で不許可（見込み含む）となっている。特に、宿直頻度「週1回」をクリアする事が困難な医療機関が複数見られる。その対策として、非常勤医師の活用があるわけだが、日本医師会の記者会見では「医師の時間外労働の上限規制が始まると、大学病院などが時間外労働の上限規制に対応するために、宿日直許可を得ていない医療機関への派遣を抑制せざるを得なくなると示唆し、地域医療体制の維持ができなくなることが懸念される。厚生労働省に



小見伸雄氏

対しては、今後も引き続き柔軟な対応を求めていくとともに、医療機関に対しても情報発信を行っていきたい」と述べており、大学から宿日直医師の派遣を受けている医療機関で許可基準を得ていない場合は早急な対応が必要である。そして、既に取得している場合でも実態が許可書の内容と合致しているか確認することが求められる。

(堀川病院・山田正明＝
京都府医療勤務環境改善支援センター運営委員)